

算定項目	料金	備考	
訪問看護基本療養費(Ⅰ)		イ 保健師、助産師又は看護師による場合	
	5,550	(1) 週3日目まで	
	6,550	(2) 週4日目以降	
		ロ 准看護師による場合	
	5,050	(1) 週3日目まで	
	6,050	(2) 週4日目以降	
訪問看護基本療養費(Ⅱ)		イ 保健師、助産師又は看護師による場合	
		(1) 同一日に2人	
	5,550	① 週3日目まで	
	6,550	② 週4日目以降	
		(2) 同一日に3人以上	
	2,780	① 週3日目まで	
	3,280	② 週4日目以降	
		ロ 准看護師による場合	
		(1) 同一日に2人	
	5,050	① 週3日目まで	
	6,050	② 週4日目以降	
		(2) 同一日に3人以上	
	① 週3日目まで		
	② 週4日目以降		
訪問看護基本療養費(Ⅲ)	8,500	入院中1回の外泊に限り算定できる	
精神科訪問看護基本療養費(Ⅰ)		イ 保健師、看護師又は作業療法士による場合	
	5,550	(1) 週3日目まで 30分以上の場合	
	4,250	(2) 週3日目まで 30分未満の場合	
	6,550	(3) 週4日目以降 30分以上の場合	
	5,100	(4) 週4日目以降 30分未満の場合	
		ロ 准看護師による場合	
	5,050	(1) 週3日目まで 30分以上の場合	
	3,870	(2) 週3日目まで 30分未満の場合	
	6,050	(3) 週4日目以降 30分以上の場合	
	4,720	(4) 週4日目以降 30分未満の場合	
	精神科訪問看護基本療養費(Ⅲ)		イ 保健師、看護師又は作業療法士による場合
			(1) 同一日に2人
5,550		① 週3日目まで 30分以上の場合	
4,250		② 週3日目まで 30分未満の場合	
6,550		③ 週4日目以降 30分以上の場合	
5,100		④ 週4日目以降 30分未満の場合	

利用料金 (つづき)

算定項目	料金	備考
精神科訪問看護基本療養費(III)		(2) 同一日に3人以上
	2,780	① 週3日目まで 30分以上の場合
	2,130	② 週3日目まで 30分未満の場合
	3,280	③ 週4日目以降 30分以上の場合
	2,550	④ 週4日目以降 30分未満の場合
		□ 准看護師による場合
		(1) 同一日に2人
	5,050	① 週3日目まで 30分以上の場合
	3,870	② 週3日目まで 30分未満の場合
	6,050	③ 週4日目以降 30分以上の場合
	4,720	④ 週4日目以降 30分未満の場合
		(2) 同一日に3人以上
	2,530	① 週3日目まで 30分以上の場合
	1,940	② 週3日目まで 30分未満の場合
3,030	③ 週4日目以降 30分以上の場合	
2,360	④ 週4日目以降 30分未満の場合	
精神科訪問看護基本療養費(IV)	8,500	入院中1回の外泊に限り算定できる
訪問看護管理療養費	7,670	月の初日の訪問看護の場合
訪問看護管理療養費 1	3,000	月の2日目以降の訪問の場合 (1日につき)
訪問看護管理療養費 2	2,500	
複数名訪問看護加算		イ 保健師、看護師又は作業療法士と同行する場合
		(1) 1日に1回の場合
	4,500	① 同一建物内1人
	4,500	② 同一建物内2人
	4,000	③ 同一建物内3人以上
		(2) 1日に2回の場合
	9,000	① 同一建物内1人
	9,000	② 同一建物内2人
	8,100	③ 同一建物内3人以上
		(3) 1日に3回以上の場合
	14,500	① 同一建物内1人
	14,500	② 同一建物内2人
	13,000	③ 同一建物内3人以上
		□ 准看護師と同行する場合
	(1) 1日に1回の場合	
3,800	① 同一建物内1人	
3,800	② 同一建物内2人	
3,400	③ 同一建物内3人以上	

利用料金（つづき）

算定項目	料金	備考
複数名訪問看護加算		(2) 1日に2回の場合
	7,600	① 同一建物内1人
	7,600	② 同一建物内2人
	6,800	③ 同一建物内3人以上
		(3) 1日に3回以上の場合
	12,400	① 同一建物内1人
	12,400	② 同一建物内2人
	11,200	③ 同一建物内3人以上
		ハ 看護補助者又は精神保健福祉士と同行する場合
	3,000	(1) 同一建物内1人
	3,000	(2) 同一建物内2人
	2,700	(3) 同一建物内3人以上
	夜間・早朝訪問看護加算	2,100
深夜訪問看護加算	4,200	深夜（22時～6時）の訪問
24時間対応体制加算	6,520	電話等の連絡による相談や、計画外の訪問を希望される方（本人・家族の同意が必要）
緊急訪問看護加算	2,650	月の14日まで
	2,000	月15日目以降
特別管理加算（Ⅰ）	5,000	利用者様への訪問看護に際して特別な管理が必要な方に対して算定
特別管理加算（Ⅱ）	2,500	月に1回を限度として算定
退院時共同指導加算	8,000	退院時に入院施設の職員（医師・看護師又は准看護師）が退院後の在宅療養についての指導を入院施設で共同で実施した場合に算定
退院支援指導加算	6,000	保険医療機関から退院する利用者に退院日に、在宅で療養上必要な指導を行うことで算定
難病等複数回訪問加算	4,500	厚生労働大臣が定める疾病等対象者で同日に2回目の訪問時に算定
	8,000	厚生労働大臣が定める疾病等対象者で同日に3回目の訪問時に算定
長時間精神科訪問看護加算	5,200	90分以上の訪問を行った場合（週1日を限度）として算定
訪問看護ターミナルケア療養費1	25,000	利用者・家族の同意を得て、ターミナルケアを行った場合に算定（死亡月に1回算定）
訪問看護ターミナルケア療養費2	10,000	利用者・家族の同意を得て、ターミナルケアを行った場合に算定（死亡月に1回算定）
訪問看護情報提供療養費1	1,500	利用者一人につき月1回に限り算定
訪問看護情報提供療養費2	1,500	利用者一人につき各年度1回に限り算定
訪問看護情報提供療養費3	1,500	利用者一人につき月1回に限り算定

※ 上記料金は負担割合が1割の場合です。2割負担の場合は上記の金額に2を、3割負担は3を乗じた料金になります。

(1) 交通費、休日訪問料金

◆通常の事業の実施地域を超える場合及び土日祝日及び年末年始に訪問の場合は、下記料金をいただきます。（保険対象外サービスにつき全額負担となります）

交通費	超えた地点から往復4 k m未満	200円
	超えた地点から往復10 k mまで	400円
	超えた地点から往復10 k mを超過	800円
休日訪問料金 (医療保険対象者)	土日祝日及び年末年始の訪問 (1回につき)	3,300円

※ 通常の実施地域以外のサービス提供につきましては、控えさせていただく場合があります。